

自立支援医療に係る所得区分の判定誤りについて

心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の負担軽減を目的とした自立支援医療（精神通院医療、更生医療）において、受給者の月額自己負担上限額を決定する際に必要となる所得区分判定に誤りがありました。

このような事案が生じたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後厳正な事務執行を行い、再発防止に取り組んでまいります。

1 誤った事務処理の内容

自立支援医療における受給者の医療費の自己負担上限額は、受給者の世帯（同一保険加入者）が市町村民税非課税世帯の場合は、本人もしくは保護者の下記①から③の合計額に応じて所得区分を決定することとなっています。

- ①「地方税法上の合計所得金額」
- ②「所得税法上の公的年金等の収入金額」
- ③「その他厚生労働省令で定める給付」

誤りは、非課税世帯の収入確認の際、②「所得税法上の公的年金等の収入金額」を計上しなかったことから、受給者の収入を本来より過少に認定していたものです。

そのため、本来の自己負担上限額が月額 5,000 円となる所得区分を、月額 2,500 円と判定していたことにより、自立支援医療費が過大に給付されていたことが判明しました。

2 発生の原因

システムの更新があった際、操作方法等の認識・確認不足により、所得税法上の公的年金等の収入金額をシステムに入力していませんでした。

3 誤った事務処理の期間

(1) 精神通院医療

システム更新（平成 30 年 11 月 26 日運用開始）から令和 3 年 3 月 3 日までの申請分

(2) 更生医療

システム更新（平成 30 年 11 月 26 日運用開始）から令和 3 年 3 月 9 日までの申請分

4 誤判定人数等

(1) 精神通院医療 52 人 影響額 調査中

(2) 更生医療 3 人 影響額 調査中

※詳細が分かり次第、改めてお知らせいたします。

5 再発防止策

制度の適正な運用のため事務処理の再確認を行い、再発防止に努めます。

■問い合わせ先

小諸市 厚生課 福祉係 課長：山浦猛史 係長：高橋修一

TEL：0267-22-1700（内線 2143） Eメール：fukushi@city.komoro.nagano.jp

その他のイベント・お知らせ情報